

法令等遵守(コンプライアンス)体制

法令等遵守(コンプライアンス)体制

金融取引では、公正な競争の確保、マネー・ローンダリングの防止、インサイダー取引の禁止など、遵守すべき法令やルールが多数存在するほか、社会的規範を逸脱することがないよう、不健全な融資や営業活動を慎み、誠実で公正な行動をとることが求められます。

琉球銀行は、こうした法令やルールを厳正に遵守するため、法令等遵守(コンプライアンス)の徹底を、経営の最重要課題と位置づけ、経営陣自ら率先してコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

琉球銀行では、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置して重要事項等を審議しています。また、頭取直轄の組織としてコンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部を設けています。さらに、各部店ではコンプライアンス統括責任者(部長、支店長)ならびにコンプライアンス担当者(副部長、次長、副支店長等)を配置し、日々のチェック体制を強化しています。そのほか、全役職員に対し「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス関連研修や各部署における勉強会などを通じてコンプライアンスの周知、徹底を図っています。

琉球銀行は、コンプライアンスを着実に実現させるため、コンプライアンス・プログラム(実践計画)を策定し、コンプライアンスに関する諸施策や担当部署等を明確にして実践しています。具体的には、コンプライアンス統括部において新商品やサービス等が法令等を遵守しているかどうか事前に確認しているほか、各部署においてはコンプライアンス・チェックを定期的実施しています。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況をコンプライアンス委員会等でフォローし、諸施策を着実に実施していくことによって、法令等遵守(コンプライアンス)体制の強化に努めています。

マネー・ローンダリング：日本語では資金洗浄といい、麻薬や各種の犯罪等を通じた不正な利益を預金や為替、有価証券等の取引を通じて正当な収入に見せかけたり、資金の真の所有者を分からなくする行為です。

インサイダー取引：内部者取引ともいい、職員が業務上知り得た未公開の情報に基づき、株式等を売買することで、法律で禁止されています。

